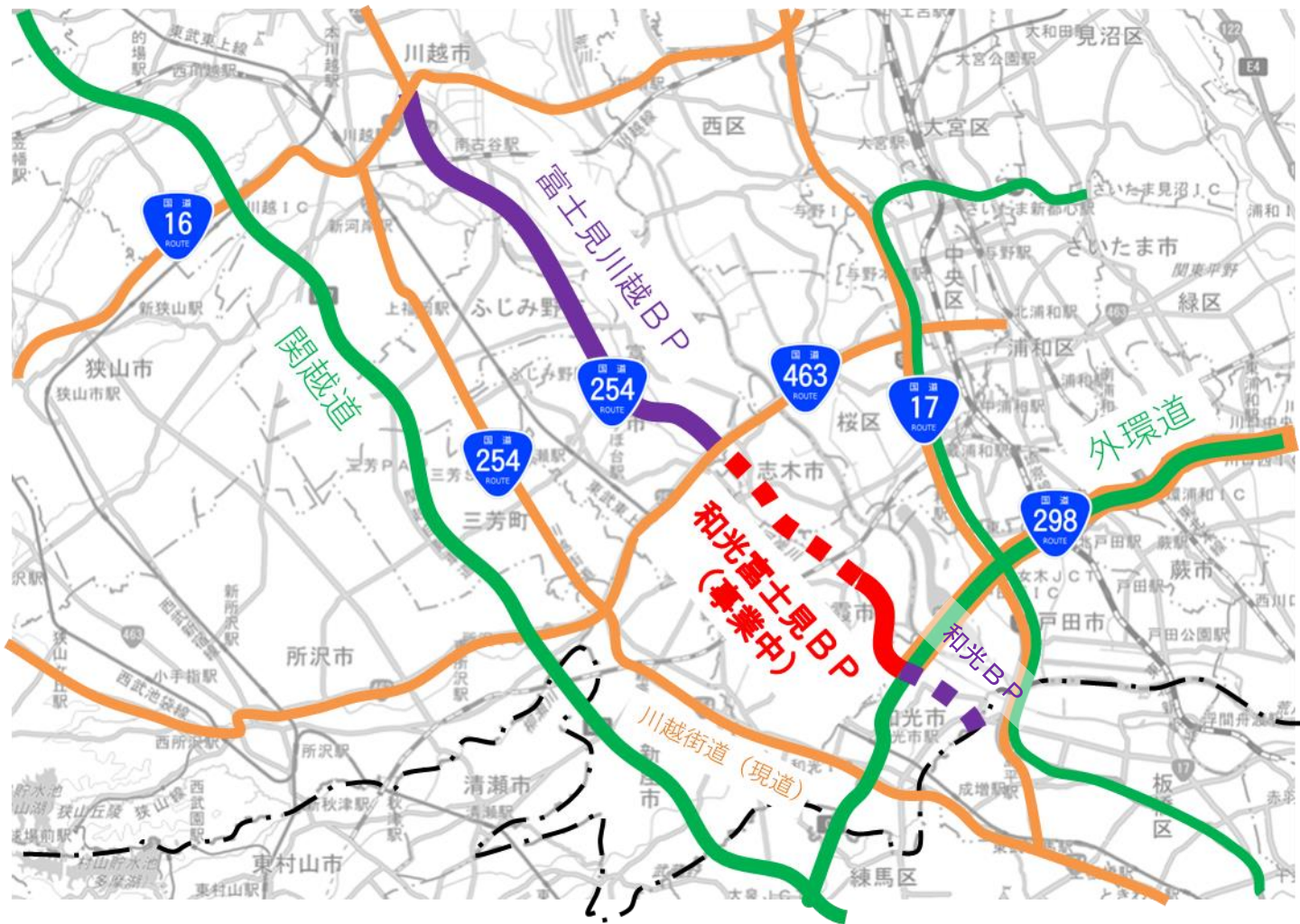




国道254号BP（中宗岡4丁目交差点）

- 県では、国道254号の混雑緩和などを目的として、**国道254号和光富士見バイパス**を整備しています。
- これまでに約98%の用地を取得しておりますが、早期の全線開通に向けて**土地収用制度の活用**を予定しております。
- この説明会は、土地収用法の手続きのひとつである国への「**事業認定申請**」に先立ち、関係者の皆様へ事業の概要などを説明するものです。（土地収用法第15条の14に基づく説明会）



- 国道254号は、東京都と長野県を結ぶ広域的な幹線道路です。埼玉県内においては、関越道と並行して県内を南北に縦貫しており、地域の人やモノの移動を支える大動脈となっています。
- 和光富士見バイパスの全線開通により、周辺道路の混雑緩和、外環道へのアクセス強化、沿線開発による地域活性化などの効果が期待されます。

国道254号和光富士見バイパス

全線 L=6,850m 用地取得率 約98%

事業認定申請区間

第Ⅱ期整備区間 L=4,290m
用地取得率 約96%

第Ⅰ期整備区間 L=2,560m
用地取得率 約100%

令和2年3月 全線4車線開通

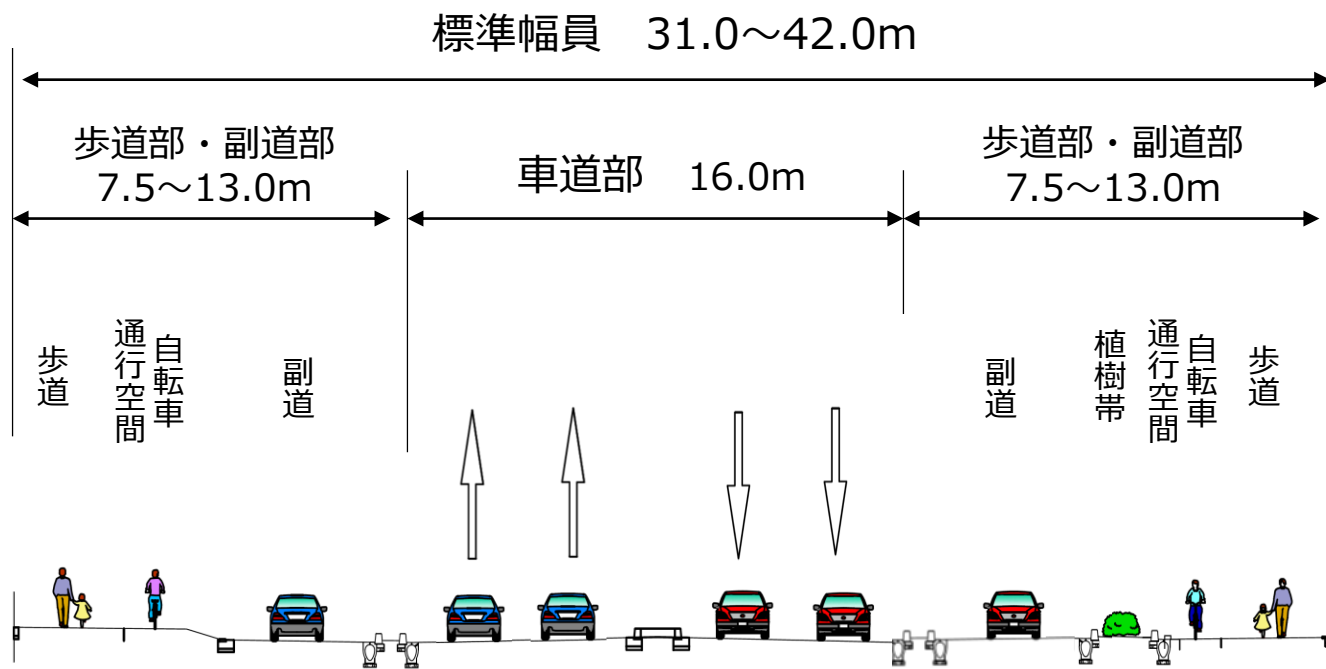


部分開通区間 L=1,440m
用地取得率 約100%

令和5年7月 暫定3車線開通

- I 期区間は、令和2年3月に4車線で開通しました。
- II 期区間は、令和5年7月に県道さいたま東村山線～国道463号の約1.4km間を暫定3車線で開通しました。
引き続き県道さいたま東村山線以南も整備を進めてまいります。
- II 期区間の用地取得率は、約96%です。

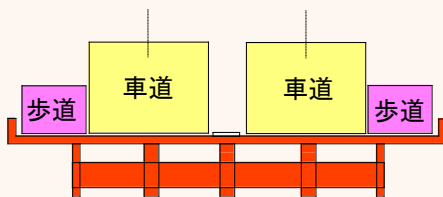
標準断面図



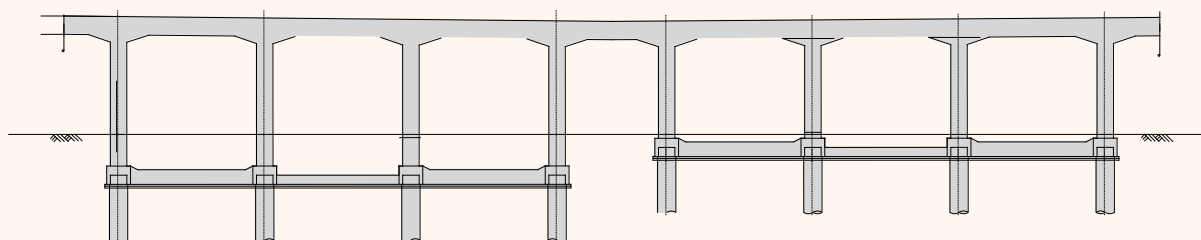
- 車道は、片側 2 車線の合計 4 車線です。
- 車道の両側に副道や歩道等を整備します。
- 副道を整備することで沿道からのアクセスを円滑に行うことができます。
- 歩道や植樹帯を整備することで歩行者等の安全な通行や沿道環境の確保を行います。

※現在、県道さいたま東村山線～国道463号は、県道の混雑抑制のため、上り車線（和光市方面）を1車線に規制し、暫定3車線で開通しています。

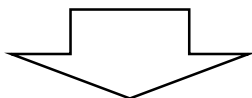
嵩上式



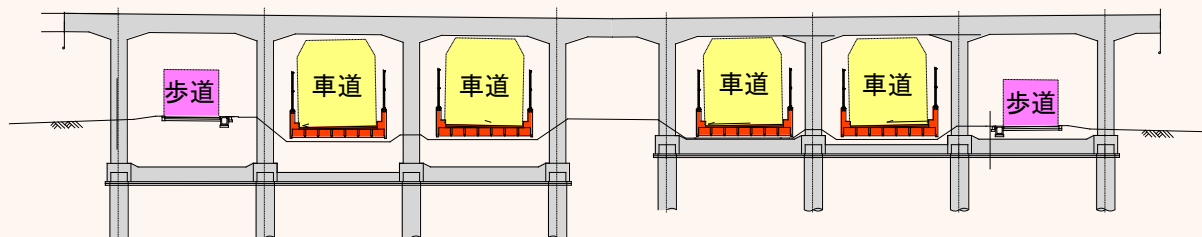
JR武蔵野線



当時の都市計画決定：JR武蔵野線を高架で超える交差構造（嵩上げ式）



地表式



都市計画変更：JR武蔵野線の下を通る構造（地表式）に変更（令和5年10月）

- 当該区間は令和3年3月に一度事業認定の申請手続きを行いましたでしたがJR武蔵野線の立体交差構造に変更が生じたため取り下げを行いました。
- 令和5年10月に都市計画の変更（嵩上げ式→地表式、一部幅員変更）が完了したため、修正して再申請を行います。

土地収用手順の流れ

① 事業認定手続

(公益性等の審査・認定)

今回



② 収用裁決手続

(補償金額等の確定)

- 土地収用の手続きは大きく2つに分かれており、県は、未開通となっている第二期整備区間を含む全線について事業認定手続を進めていく予定です。
- 事業認定とは、起業者（県）の申請する事業が土地を収用するに値する公益性があるか否か、認定庁（国）が審査し認定するものです。

※申請事業が事業認定された場合においても、引き続き、任意交渉での取得に努めてまいります。

事業認定
手続

事業説明会の開催

本日

事業認定の申請（県→国）

R6.3 予定

申請書の公告・縦覧

志木市役所・朝霞市役所

事業認定の告示

看板設置等の周知措置

土地・物件調書作成のための立入調査

土地・物件調書作成→土地所有者等と立会・署名

最大
4
年間

裁決の申請・明渡しの手立て

裁決申請書の告示・縦覧

裁決手続開始の決定

収用委員会審理

権利取得裁決・明渡し裁決

収用
裁決
手続

補償金の払渡し（県→土地所有者等）

土地権利取得・明渡し（土地所有者等→県）

土地の引渡しがない場合

代執行手続

問合せ先

- 道路計画や工事に係ること
朝霞県土整備事務所 国道254号バイパス整備担当
電話 048-471-4643
- 用地買収等に係ること
朝霞県土整備事務所 国道254号バイパス用地担当
電話 048-471-4633
- 事業認定の手続きに係ること
埼玉県県土整備部道路街路課
電話 048-830-5071